

ALPS処理水の海洋放出による影響に対する水産業支援の強化を
求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所内のALPS処理水は、トリチウムの濃度を国の排水基準の40分の1未満まで希釈し、海底トンネルを通じて約1km沖合で、令和5年8月24日から放出されている。このALPS処理水の海洋放出は、IAEA（国際原子力機関）も国際的な安全基準に整合的であり、人及び環境に与える放射線の影響は無視できるものとして包括報告書を公表している。

ALPS処理水放出前から、福島県をはじめとする国産水産物への風評被害が懸念されていたが、実際に、中国や香港が輸入規制をかけるなど、国産水産物の流通に大きな影響が出ている。

よって、国においては東日本の水産業復興のため、また、我が国の水産業を守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 ALPS処理水の安全性に関して、国際的な安全基準に整合的であり、人及び環境に与える放射線の影響は無視できるものであり、国産水産物の安全性が十分に確保されていることを国内外に発信し続けること。
- 2 福島県産水産物をはじめ国産水産物の安全性を示したうえで、国内での消費拡大及び国外への市場開拓等を支援すること。
- 3 ALPS処理水の科学的な安全性や国産水産物の安全性が確保されても、今後も風評被害対策は不可欠であり、引き続き、十分な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

様

和歌山県議会議長 濱口 太史

（提出者）

農林水産委員会委員長 玉木 久登

（意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣
内閣官房長官
原子力規制庁長官